

# 第5回 農業委員会総会議事録

平成26年11月28日開会

中標津町農業委員会

平成26年11月28日、第5回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- 1番 和 泉 光 広
- 2番 後藤田 宏 幸
- 3番 高 橋 正 一
- 4番 赤波江 信 二
- 5番 佐 野 弥奈美
- 6番 國 光 達 男
- 7番 小 林 亨
- 8番 飯 島 浩
- 9番 中 村 正 生
- 10番 笠 原 康 博
- 11番 氏 家 康 夫
- 12番 杉 本 公 也
- 13番 本 田 信 幸
- 15番 纒 坂 尚 久
- 16番 金 刺 健四郎
- 17番 安 田 稔
- 18番 戸 田 重 勝

本日欠席した委員

- 14番 本 田 芳 明

附議した案件

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第21号 現況証明願いについて

議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第23号 農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

本日出席した職員

事務局 長	原 田 武 志
農 地 係 長	奥 山 正 行
庶 務 係 長	桐 島 秀 一
係	齋 藤 光 代

(開 会 10時30分)

議 長

定刻になりました。

ただ今の出席委員は17名でございます。

定足数に達しておりますので、会議は成立致します。

ただ今から、第5回中標津町農業委員会総会を開会致します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。

会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

9番、中 村 正 生 委員。

10番、笠 原 康 博 委員。

以上、2名を指名致します。

日程2、会務報告を事務局長から報告致します。

事務局長。

事務局長

10月28日の総会以降につきまして会務報告をいたします。

項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。

最初は、10月29日東京で行われた自由民主党議員・農林水産省との意見交換であります。現在、進められている農業委員会組織・制度見直しについて、北海道農業会議役員と各地方連の会長が参集し北海道としての意見を述べ理解を求めています。

次に、北海道農業会議及び根室地方農業委員会連合会の主催します、平成26年度根室地区農業委員等研修会及び交流会が町内のトーヨーグラウンドを会場として、1市3町の農業委員、事務局員の出席のもと11月6日に開催され、本町から、農業委員18名、事務局員3名が参加しております。

研修会では、「農業委員会組織・制度見直しについて」「平成27年度農林水産予算概要

について」「農業委員会制度と農地業務について」「農業者年金の加入推進について」「改選後の農業委員会」と「女性農業委員の登用状況について」、農業会議 三本次長、岡本技師の説明を受けました。また、研修会終了後は、交流会が行なわれ他市町の農業委員、職員と意見交換を行なったところであります。

また、研修会終了後、会長・会長代理・事務局長会議が開催され、「平成 27 年度義務外負担金について」「全国農業委員会会長代表者集会における要請について」などの協議を行って決定しております。

次に、11 月 9 日に開催された自由民主党第 7 選挙区移動政調会に会長が出席し、農業委員会組織・制度見直しに関する本町農業委員会の意見の要請を行っております。

次に、11 月 11 日、12 日で実施しました、中標津町農業委員視察研修会です。本年は、会長、代理を含め委員 8 名、事務局 1 名の計 9 名で芽室町を訪問しました。1 日目は芽室町農業委員会で 6 次産業に関する農地転用、砂利採取等に係る一時転用、農地中間管理事業の取り組みおよび農業後継者の花嫁対策などについて意見交換を行い、2 日目は「株式会社 大野ファーム」を視察し、6 次産業の取り組み、大型経営に伴う臭気対策等今後の課題について研修させていただきました。

次に、11 月 25 日札幌にて平成 26 年度第 8 回常任会議員会議が開催され、会議員として会長が出席しております

最後に、北海道農業者年金協議会主催により「平成 26 年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会」が別海町役場会議室を会場として 11 月 27 日に開催され、本町から代議員、農業委員、事務局員合わせて 19 名が出席しております。「農業者年金制度の現状について」「新農業者年金制度について」「当初の経営移譲の設定期間 10 年以上が経過した場合の取扱について」の説明を受け研修しております。

以上会務報告といたします。

議長 以上で会務報告を終わります。

日程 3、報告第 10 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第 10 号農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について、事務局よりご説明申し上げます。議案の 63 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、貸主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地、株式会社〇〇〇〇、代表取締役 〇〇〇〇。  
2、解約する土地、〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 46,963 m<sup>2</sup>他 19 筆。合計、畑 261,973 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 26 年 8 月 25 日から平成 29 年 12 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 26 年 11 月 27 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第 22 号 (1) に関連するもので、現在賃貸借中の農地の一部について〇〇氏より返還の申し出があったため、期間内解約するものです。

65 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、解約する土地、〇〇〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 40,332 m<sup>2</sup>の内 20,000 m<sup>2</sup>、3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 25 年 1 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 26 年 11 月 27 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第 22 号(2)に関連するもので、現在賃貸借中の農地の借主の変更に伴ない一旦期間内解約するものです。

66 ページをお開きください。

(3)(4)(5)は借主が同一なことから一括して説明いたします。

(3)1、当事者の住所、氏名、貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇〇番、現況地目、畑、面積 23,935 m<sup>2</sup>他 1 筆、合計、畑 98,700 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 18 年 8 月 1 日から平成 28 年 7 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 26 年 11 月 27 日。6、解約の理由、合意解約。

67 ページをお開きください。

(4)1、当事者の住所、氏名、貸主、借主、とも(3)と同一でございます。

2、解約する土地、〇〇〇〇番、現況地目、畑、面積 24,793 m<sup>2</sup>の内 15,000 m<sup>2</sup>他 1 筆、合計、畑 30,000 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 23 年 8 月 1 日から平成 28 年 7 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 26 年 11 月 27 日。6、解約の理由、合意解約。

68 ページをお開きください。

(5)1、当事者の住所、氏名、貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。

借主は、(3)と同一でございます。2、解約する土地、〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 36,465 m<sup>2</sup>他 4 筆、合計、畑 98,092 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 25 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 26 年 11 月 27 日。6、解約の理由、合意解約。

この3件の案件については、議案第 20 号(1)及び議案第 22 号(3)(4)に関連するもので、〇〇〇〇氏への経営移譲に伴い、前経営主の〇〇氏と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者である〇〇氏と賃貸借契約するため、期間内解約するものです。

69 ページをお開きください。

(6)(7)(8)は借主が同一なことから一括して説明いたします。

(6)1、当事者の住所、氏名、貸主、中標津町字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 96,064 m<sup>2</sup>、3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 25 年 2 月 1 日から平成 35 年 1 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 26 年 11 月 27 日。6、解約の理由、合意解約。

70 ページをお開きください。

(7)1、当事者の住所、氏名、貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。借主は、

(6)と同一でございます。2、解約する土地、〇〇〇〇番、現況地目、畑、面積 1,908 m<sup>2</sup>他 2 筆、合計、畑 74,170 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 25 年 2 月 1 日から平成 35 年 1 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 26 年 11 月 27 日。6、解約の理由、合意解約。

71ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。

借主は、(6)と同一でございます。2、解約する土地、〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積47,127㎡の内27,120㎡他1筆、合計、畑75,000㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成23年5月1日から平成28年4月30日まで。合意解約成立の日、平成26年11月27日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第20号(3)及び議案第22号(5)から(7)に関連するもので、〇〇〇〇氏への経営移譲に伴い、前経営主の〇〇氏と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者である〇〇氏と賃貸借契約するため、期間内解約するものです。

72ページをお開きください。

(9)(10)は借主が同一なことから一括して説明いたします。

(9) 1、当事者の住所、氏名、貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積48,418㎡他1筆、合計、畑49,973.5㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成25年2月1日から平成35年1月31日まで。合意解約成立の日、平成26年11月27日。6、解約の理由、合意解約。

73ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、貸主、札幌市〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借主は、(9)と同一でございます。2、解約する土地、〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積28,310㎡他1筆、合計、畑49,763㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成26年6月24日から平成28年12月31日まで。合意解約成立の日、平成26年11月27日。6、解約の理由、合意解約。

この2件の案件については、議案第20号(4)及び議案第22号(8)(9)に関連するもので、現在賃貸借中の農地の借主の法人化に伴ない一旦期間内解約するものです。

74ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積45,507㎡の内41,000㎡他2筆、畑41,000㎡、採草放牧地7,040㎡、合計48,040㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成22年5月26日から平成32年5月25日まで。合意解約成立の日、平成26年11月27日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第22号(12)に関連するもので、現在賃貸借中の農地を売却することとなったため、期間内解約するものです。

以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。

日程4、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 35,862 m<sup>2</sup>ほか31筆。合計、畑、683,810 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を委譲する。借主、経営の委譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成26年12月1日から平成36年11月30日。6、当事者の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、〇〇〇〇氏が後継者である〇〇氏に経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成26年10月23日、第1地区推進班により〇〇氏宅において経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)から(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第20号(2)から(4)について説明いたします。

6ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 15,132 m<sup>2</sup>ほか14筆。合計、畑、506,707 m<sup>2</sup>。利用状況、畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を委譲する。借主、経営の委譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成27年1月1日から平成36年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。畑酪、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、〇〇〇〇氏が後継者である〇〇氏に経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成26年10月22日、第1地区推進班により中標津町役場において経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

9ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 29,550 m<sup>2</sup>ほか 16 筆。畑 333,673 m<sup>2</sup>、採草放牧地 2,023 m<sup>2</sup>、合計 335,696 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を委譲する。借主、経営の委譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成 27 年 1 月 1 日から平成 36 年 12 月 31 日。6、当事者の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇 m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、〇〇〇〇氏が後継者である〇〇氏に経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成 26 年 1 月 22 日、第 1 地区推進班により中標津町役場において経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

12ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積 47,038 m<sup>2</sup>ほか 4 筆。合計、畑 138,711 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農業生産法人に使用貸借するもの。借主、使用貸借を受け農業生産法人の経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成 26 年 12 月 28 日から平成 36 年 12 月 27 日。6、当事者の経営状況、構成員〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇 m<sup>2</sup>。育成牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、経営を法人化にするため、〇〇〇〇氏の全ての経営地を自ら経営する法人に使用貸借設定するものであります。新たに法人となる株式会社〇〇〇〇は、乳牛育成を営み、農業関連収入が主体となり、構成員である〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏 2 名とも構成員要件、役員要件を満たす農業、農作業従事が見込まれることから農業生産法人要件はすべて満たすものであり、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2) から (4) の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(5) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國光委員。

國光委員 議案第20号(5)について説明いたします。

14ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積16,957㎡ほか11筆。合計、畑378,750㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を委譲する。借主、経営の委譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。

4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成27年1月1日から平成36年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、〇〇〇〇氏が後継者である〇〇〇〇氏に経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成26年11月10日、第2地区推進班により中標津町役場において経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び農地の確認等を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 櫻坂委員。

櫻坂委員 議案第20号(6)について説明いたします。17ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積11,770㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大のため。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、450,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、当事者の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜牛〇〇〇頭。8、見取図につきましては別紙のとおりとなっております。

この件につきましては、〇〇氏の申し出により〇〇氏に譲渡したい旨の申し出があったもので、価格を独自に設定するものであります。

申請地は〇〇氏の圃場の隣接地であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを

満たしていると考え、この譲渡は止むを得ないものと判断いたしました。  
以上です。

議長 説明が終わりましたので、(6)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり、可決されました。  
日程5、議案第21号「現況証明願いについて」を上程致します。  
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました、議案第21号現況証明願いについて説明いたします。  
20ページをお開きください。  
(1) 1、申請人の住所、氏名、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。2、土地の表示。  
〇〇〇〇番。公簿、畑。現況、農地・採草放牧地以外。利用状況山林。面積、99,880  
㎡。3、申請の理由。地目変更登記のため。4、見取図は別紙のとおりでございます。  
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業  
振興地域の農用地区域から除外されており、周囲は林地に囲まれた一団地で、地域一  
体の地力が極めて悪く、耕作不適であり、農地として利用できなかったことから山林  
となっております。平成26年11月21日、第1地区推進班で現地確認し現況につ  
いては農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。  
以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 議案第21号(2)について説明いたします。22ページをお開きください。  
(2) 1、申請人の住所、氏名、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、土地の表  
示。〇〇〇〇番〇。公簿、畑。現況、農地・採草放牧地以外。利用状況雑種地。面積、

553 m<sup>2</sup>。3、申請の理由。地目変更登記のため。4、見取図は別紙のとおりでございます。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農業用施設用地であり、北側に道道、周囲は住宅及び農業用施設が存在し、既存の農業用施設の敷地に属するため、農耕地として利用できず、雑種地となっております。平成26年10月15日、第5地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 櫻坂委員。

櫻坂委員 議案第21号(3)について説明いたします。24ページをお開きください。

(3) 1、申請人の住所、氏名、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番。公簿、畑。現況、農地・採草放牧地以外。利用状況、原野。面積、1,653 m<sup>2</sup>。3、申請の理由。地目変更登記のため。4、見取図は別紙のとおりでございます。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は都市計画区域内の第二種低層住居専用地域に属し、申請地に接する土地については公簿が宅地及び原野、現況についても宅地及び宅地介在原野で利用されている地域であります。申請地は原野と宅地で囲まれた一団地で、地域一体の地力が極めて悪く、耕作不適であり、10数年前から農耕地に利用できず、長年雑草やかん木が茂っている状態となっております。平成26年11月21日、第6地区推進班で現地確認し現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

議長 日程6、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1)から(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)から(4)について説明いたします。

なお、(3)(4)は借主が同一なので一括して説明いたします。

27ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積12,315㎡。利用状況、牧草畑ほか12筆。合計、畑148,121㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、賃貸借を合意解約した農地の残地について再度賃貸するもの。借主、合意解約した賃貸借農地を再度賃貸するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年12月1日から平成29年12月31日まで。6、価格、年603,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏の経営見直しの為、〇〇氏が貸付していた農地を一旦合意解約し、経営地の拡大を図り、残地について再度、〇〇〇〇と賃貸借契約するものであります。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

30ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積40,332㎡の内20,000㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年12月1日から平成28年5月31日まで。6、価格、年80,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏が〇〇〇〇に賃貸借している農地について、合意解約がなされたため、近隣農家へ賃貸したいとの申し出があり、新に借主を設定するもので、当該地については〇〇氏の所有地と地続きであり、協議の結果、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

32ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積23,935㎡。利用状況、牧草畑ほか3筆。合計、畑128,700㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営の委譲に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営委譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年12月1日から平成28年7月31日まで。6、価格、年440,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

なお、(4)についても借主が同一のため、省略して説明させていただきます。

34ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積36,465㎡。利用状況、牧草畑ほか4筆。合計、畑98,092㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営委譲に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の委譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年12月1日から平成29年12月31日まで。6、価格、年378,500円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この2件の案件につきましては、〇〇〇〇氏への経営移譲に伴い、前経営主の〇〇氏と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者である〇〇氏と賃貸借契約するものであります。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(4)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(5)から(11)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第22号(5)から(11)について説明いたします。

なお(5)から(7)、(8)(9)は借主が同一(10)(11)は貸主が同一のため一括して説明いたします。

37ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積96,064㎡。利用状況、牧

草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営委譲に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の委譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年12月1日から平成35年1月31日まで。6、価格、年365,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族○人、農従者○人、経営地、計○○○○㎡。家畜、牛○○頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

なお、(6)(7)についても借主が同一のため、省略して説明させていただきます。  
39ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、中標津町○○○○番地○、○○○○、○○歳、無職。2、土地の表示。○○○○番、公簿、牧場、現況、畑、面積1,908㎡。利用状況、牧草畑ほか2筆。合計、畑74,170㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営委譲に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の委譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年12月1日から平成35年1月31日まで。6、価格、年281,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族○人、農従者○人、経営地、計○○○○㎡。家畜、牛○○頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

41ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、中標津町○○○○番地○、○○○○、○○歳、無職。2、土地の表示。○○○○番○、公簿、原野、現況、畑、面積47,880㎡。利用状況、牧草畑ほか1筆。合計、畑75,000㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営委譲に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の委譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年12月1日から平成28年4月30日まで。6、価格、年277,500円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族○人、農従者○人、経営地、計○○○○㎡。家畜、牛○○頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この3件の案件につきましては、○○○○氏への経営移譲に伴い、前経営主の○○氏と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者である○○氏と賃貸借契約するものであります。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

43ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、中標津町○○○○番地○、○○○○、○○歳、農業。借主、中標津町○○○○番地○、株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○。2、土地の表示。○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積48,418㎡。利用状況、牧草畑ほか1筆。合計、畑49,973㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、借主の法人化により合意解約した農地について再設定するもの。借主、法人化により合意解約した農地について再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年12月1日から平成

35年1月31日まで。6、価格、年199,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

なお、(9)についても借主が同一のため、省略して説明させていただきます。

44ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、札幌市〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積28,310㎡。利用状況、牧草畑ほか1筆。合計、畑49,763㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、借主の法人化により合意解約した農地について再設定するもの。借主、法人化により合意解約した農地について再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年12月1日から平成28年12月31日まで。6、価格、年184,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この2件の案件につきましては、〇〇〇〇の農業生産法人化に伴い、〇〇〇〇氏名義で賃貸借していた農地を一度合意解約し、法人として再度、賃貸借契約するものであります。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

46ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人 北海道農業公社 理事長 富樫秀文。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積40,129㎡。利用状況、牧草畑ほか1筆。合計、畑89,059㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年12月1日から平成31年9月29日まで。6、価格、年129,820円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

なお、(11)についても貸主が同一のため、省略して説明させていただきます。

47ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、有  
限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。2、土地の表示。字俣落1353番1、公簿、畑、現況、畑、面積72,612㎡。利用状況、牧草畑ほか3筆。合計、畑143,100㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年12月1日から平成31年9月29日まで。6、価格、年209,040円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この2件の案件につきましては、農地保有合理化促進事業により北海道農業公社が、取得した農地をあっせん会議により決定した、5年後の取得予定者に賃貸借するもので

あります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているともものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5) から (11) の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(12) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 議案第22号(12)について説明いたします。  
49ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積43,214㎡、利用状況、牧草畑ほか2筆、畑45,452㎡、採草放牧地4,802㎡、合計50,254㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、賃貸していた農地を現使用者へ売り渡すもの。譲受人、賃借していた農地を購入するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,197,000円。6、資金調達方法、農家経済改善資金3,190,000円、自己資金7,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、現在賃貸借している農地の一部について、〇〇〇〇氏より、近隣農家へ譲渡したい旨申し出があったもので、平成26年10月9日あっせん会議を開催し、協議した結果譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているともものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(12) の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(13) から (16) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 議案第22号(13)から(16)について説明いたします。  
51ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、標茶町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇、株式会社〇〇〇〇 代

表取締役 ○○○○。2、土地の表示。○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積 65,795 m<sup>2</sup>、利用状況、牧草畑ほか2筆、合計、畑 99,496 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、離農に伴い近隣農家に譲渡するもの。譲受人、譲渡を受け経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、6,167,000 円。6、資金調達方法、農業経営基盤強化資金 6,000,000 円、自己資金 167,000 円。7、譲受人の経営状況、構成員○人、農従者○人、経営地、計○○○○m<sup>2</sup>。家畜、牛○○○頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、○○氏より、離農のため近隣農家へ譲渡したい旨申し出があったもので、平成26年1月15日あっせん会議を開催し、協議した結果譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

53ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町○○○○番地○、○○○○、○○歳、農業。譲受人、中標津町○○○○番地○、○○○○、○○歳、農業。2、土地の表示。字養老牛476番11、公簿、畑、現況、畑、面積18,896 m<sup>2</sup>、利用状況、牧草畑ほか1筆、合計、畑37,941 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、離農に伴い近隣農家に譲渡するもの。譲受人、譲渡を受け経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、2,052,000 円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、家族○人、農従者○人、経営地、計○○○○m<sup>2</sup>。家畜、牛○○○頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、○○氏の離農に伴い、経営地を譲渡したい旨の申し出があり、平成26年11月13日にあっせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

55ページをお開きください。

(15) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町○○○○番地○、○○○○、○○歳、農業。譲受人、中標津町○○○○番地○、○○○○、○○歳、農業。2、土地の表示。○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積26,633 m<sup>2</sup>、利用状況、牧草畑ほか2筆、合計、畑57,130 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、経営規模縮小により近隣農家に譲渡するもの。譲受人、譲渡を受け経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、2,349,000 円。6、資金調達方法、活性化資金2,349,000 円。7、譲受人の経営状況、家族○人、農従者○人、経営地、計○○○○m<sup>2</sup>。家畜、牛○○○頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、○○氏の申し出により経営規模を縮小するため、離れ地を譲渡したい旨の申し出があり、平成26年11月10日にあっせん会議を開催し、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

57ページをお開きください。

(16) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町○○○○番地、○

〇〇〇、〇〇歳、農業。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積13,578㎡、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、近隣農家に譲渡するもの。譲受人、譲渡を受け経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、1,009,882円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏の申し出により所有地の一部を譲渡したい旨の申し出があり、平成26年9月1日にあっせん会議を開催し、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(13)から(16)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程7、議案第23号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 議案第23号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。

60ページをお開きください。

平成25年度分といたしまして、有限会社〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇の提出がありました。

61ページが平成26年度分でございます、株式会社〇〇〇〇、合同会社〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇の提出がありました。平成26年10月14日以降に受理した報告書でございます、記載の通り、いずれも農業生産法人の要件を全て満たしているものであります。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本件は承認されました。  
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。  
これをもちまして、第5回総会を閉会致します。  
ご苦労さまでした。

(閉 会 11時15分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年11月28日

会 長            安 田    稔            \_\_\_\_\_

                  9 番            中 村 正 生            \_\_\_\_\_

                  10 番            笠 原 康 博            \_\_\_\_\_